

宇多津町学校給食センター
調理設備等更新及び維持管理業務提案募集要項

令和8年8月10日

宇多津町教育委員会事務局生涯学習課

宇多津町学校給食センター調理設備等更新及び維持管理業務提案募集要項

宇多津町（以下「町」という。）が設置する宇多津町学校給食センターの調理設備等の更新及び維持管理を行う事業者を次のとおり募集します。

1 概要

（１）業 務 名

宇多津町学校給食センター調理設備等更新及び維持管理業務

（２）目 的

宇多津町学校給食センターは建設して２０年が経過し調理設備や建築設備の更新時期を迎えています。学校給食を止めることなく調理設備等の更新を行うことに加えて長期にわたり更新設備等の機能を維持するため、民間事業者が有するノウハウ、経営能力を活用し設計から施工、維持管理等に関する提案を募集し最も優秀な提案を選定することによって長期にわたる安全・安心な学校給食の提供を実現することを目的とします。

（３）施設の概要

名 称	宇多津町学校給食センター
所 在 地	綾歌郡宇多津町 2628 番地 993
建 築 年	平成 19 年 2 月
構 造	鉄骨造 平屋建
建 築 面 積	1,585.44 m ²
延べ床面積	1,579.81 m ²
調 理 能 力	2,100 食
運 営 方 式	ドライ方式

（４）業務内容

業務は、次の業務とします。

なお、具体的内容は、「宇多津町学校給食センター調理設備等更新及び維持管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

- ア 調理設備の更新
- イ 建築設備の更新
- ウ 建築物の老朽化対策
- エ 上記ア～ウの維持管理
- オ 上記の付帯業務

＊ 本委託業務から除く業務

この度の更新する調理設備及び建築設備以外の建築物の維持、修繕業務

(5) 委託期間

令和 8 年 12 月中旬（契約締結日）から令和 26 年 3 月 31 日まで

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までの間を準備期間とし、受注者は、調理設備の確認及びの更新の設計等を行うものとします。なお、当該設計等の準備に要する費用は、選定された事業者の負担とします。

(6) 見積上限額

委託料の見積上限額は、総額 1, 8 8 7, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含まない。）とします。

ただし、上記の見積上限額（以下「当該経費」という。）は、提案内容の規模を示すために提示しているもので、当該経費の見積額を基本額とした上で、宇多津町と協議し、契約締結時に決定するものとします。

2 選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式とします。

3 参加資格

委託期間中、安全かつ円滑に業務を執行できる法人その他の団体で、次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

ア 建設の役割を担う全ての応募者は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可、またはこれに類する許可を受けた者であり、建設業法第 2 6 条に基づき、監理技術者等を選任すること。

イ 工事の役割を担う全ての事業者は、宇多津町の建設工事に係る入札参加資格を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により本町における一般競争入札の参加を制限されていないこと。

エ 宇多津町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 23 年要領第 2 号）に基づく指名停止要件に該当していない者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たす者とする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条

- 又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- キ 法人住民税（本社所在地）、法人税、消費税及び地方消費税等に滞納のない者であること。

4 公募に関するスケジュール等

(1) 募集要項及び仕様書の配布

- ア 配布・配信方法
宇多津町ホームページ及び宇多津町教育委員会事務局 生涯学習課
- イ 配布場所
〒769-0292
香川県綾歌郡宇多津町1881番地
宇多津町教育委員会事務局 生涯学習課
- ウ 配布・配信期間
令和8年8月10日（月）から

(2) 参加意思表明書の提出（第1次審査）

本事業に関し参加を希望する者は、参加意思表明書（様式第1号）（以下「参加意思表明書」という。）に必要書類を添えて郵送又は持参により提出してください。

なお、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表者を定め「参加意思表明書」にグループ構成表（様式第3号）添付してください。

- ア 提出期間
令和8年8月26日（水）～令和8年8月28日（金）午後5時必着

イ 提出書類

- ① 参加意思表明書
- ② 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- ③ 法人等であることを証する書類

【書類の例】

区 分	法人等であることを証する書類
法人の場合	登記簿の記載事項証明
地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書等
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿等

- ④ 企業状況表（様式第2号）
- ⑤ 参加資格を証する書類
 - i 参加意思表明者の本社所在地の市（区・町・村）が発行した納税証明書もしくは完納証明書（原本）
 - ii 法人の場合は、直近3年度分の「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納

税証明書（その３の３）（原本）

個人の場合は、直近３ケ年の「所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の２）（原本）

i、iiともに過去３ヵ月以内に発行されたものに限りします。

⑥ 事業者の概要

A4判１枚にまとめてください。（フォントは「MS明朝の12」とします。）

※ 事業者のパンフレット等があれば添付してください。

⑦ 決算状況を明らかにする書類

直近１事業年度の決算書（貸借対照表及び損益計算書）

※ 上記①から⑦の順に綴ったものを作成してください。

ウ 提出方法

郵送または持参による。

提出書類を封筒に入れ、封筒の表に参加団体の商号又は名称を記載し、また「宇多津町学校給食センター調理設備等更新及び維持管理業務プロポーザル参加意思表明書在中」と朱書きすること。なお、上記ア提出期間内に提出先へ届いたもの限り受け付けます。

エ 提出部数

２部（正本１部のみ押印、残り１部は複写可とする。）

オ 提出先

宇多津町教育委員会事務局 生涯学習課（（１）イ配布場所と同じ。）

（３） 参加の辞退

参加意思表明書を提出後、参加申込の辞退を希望される場合、速やかに提案辞退届（様式第４号）を宇多津町教育委員会事務局 生涯学習課まで提出してください。

（４） 参加資格確認（第１次審査）

（２）により提出された書類をもとに、参加資格（３参加資格）に関する確認審査（第１次審査）を行います。必要に応じて、個別に応募内容の確認のため問い合わせる場合があります。

なお、参加資格確認の基準日は、参加意思表明書の提出日とします。

（５） 質問の受付

ア 受付期間

令和８年８月１２日（水）～令和８年１０月２日（金）正午

イ 提出方法

宇多津町学校給食センター調理設備等更新及び維持管理業務に関する質問書（様式第５号）を電子メールにて提出してください。提出後は必ず確認の電話連絡をしてください。

ウ 提出先

kyouiku@town.utazu.kagawa.jp

エ 回答方法

町ホームページにて公表します。最終の回答は令和8年10月8日(木)とします。

(6) 参加資格確認（第1次審査）結果の通知

参加資格確認の結果は、令和8年9月3日(木)に町から応募者（代表者）に郵送および電子メールにて通知します。

(7) 現場ウォークスルー調査

本町が参加資格を有していることを認めた応募者を対象に、現場ウォークスルー調査（1グループ5名以内、資料の閲覧含む）を実施します。

ア 日時

令和8年9月10日(木)（時間は別途通知します。）

イ 場所

「1 概要の（3）施設の概要」に記載。

ウ 内容

現地視察および資料閲覧

エ その他

運転管理上の図書類（台帳、その他）の閲覧は可能であるが、貸し出しは一切受け付けない。その他詳細については、参加資格確認結果と併せて通知します。

(8) 企画提案書等の提出（第2次審査）

ア 受付期間

令和8年10月26日(月)～令和8年10月28日(水) 午後5時必着

イ 提出方法

持参又は郵送とします。

※ 郵送の場合は、上記受付期間内に提出先へ届いたものに限り受け付けます。

ウ 提出先

宇多津町教育委員会事務局 生涯学習課（4（1）イ配布場所に同じ。）

エ 提出部数

8部（正本1部（要押印）、副本7部）

なお、審査の公平を期すため、副本7部は、会社名、住所、ロゴマークなど、参加者を特定できる表示をしないでください。

オ 提出書類

① 企画提案書（様式第6号）

② 事業実施計画書（様式第7号）

調理設備、調理設備の更新等工事、要望対応、保守維持管理に関すること

※刷色は不問、A4判両面印刷とし、表紙目次を除き40ページ以内とします。

※審査の公平性を担保するため、見積金額に含まれている実施可能な事業以外の提案は記載しないでください。

③ 見積書（様式第8－1号）

④ 見積内訳書（様式第8－2号）

見積内訳書の区分ごとに、業務実施に係る経費の詳細を分かりやすく記載すること。

⑤ 受託しようとする業務と同種又は類似の業務実績を証する書類（様式任意）

次に掲げるものが記載されたものとしますが、同種又は類似の業務実績がない法人等に関しては、特に提出する必要はありません。

・同種又は類似業務の名称、所在地、概要、受託金額、期間等

※ 上記のほか、審査において必要な書類の提出を求める場合があります。

（9） 企画提案審査（第2次審査）

（8）により提出された書類をもとに、宇多津町学校給食センター各種業務提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）による書類及びプレゼンテーションに基づく審査（第2次審査）を行い、契約候補者1者及び次点候補者1者を選定します。第2次審査は、審査項目ごとの点数の総合得点にて競う「評価方式」により行うものとし、各審査員（持点200点）の総合得点の平均点数が120点以上の者の中から、総合得点の最も高い者を契約候補者、総合得点が第2位である者を次点候補者としします。なお、総合得点が同点の場合は、審査項目のうち、「提案評価」、「経済評価」、「事業者評価」の順に評価が高い者を上位としします。

参加事業者が1者の場合でも、総合得点の平均点数が120点以上の場合は、契約候補者として選定し、120点に満たない場合は、契約候補者として選定しません。

ア プレゼンテーション審査

① 日時

令和8年11月中旬

※ 時間は（8）の書類提出があった者に対しメールにて通知します。

② 場所

宇多津町役場

③ 時間

1者当たり50分を予定（説明：20分、質疑応答30分）

④ 説明会

会場への入室は4人までとします。

⑤ その他

提出応募書類に沿って発表してください。追加提案や追加資料の説明・配布は原則認めません。提出された提案書をプロジェクターに映写し提案書を説明することも可能です。

なお、パソコンは応募者でご準備ください。プロジェクター、スクリーン

は町で準備します。

(10) 企画提案審査（第2次審査）における審査基準及び評価内容

ア 参加資格に掲げる条件をすべて満たしていることが確認できた事業者に対し、審査委員会において審査します。

イ 審査点は、宇多津町学校給食センター調理設備等更新及び維持管理業務提案審査基準（別紙1）に従い採点を行います。

(11) 審査結果の通知

11月下旬に応募者全員へ文書でお知らせします。

また、契約候補者となった事業者名、所在地及び参加事業者数を町ホームページで公表します。

(12) 契約締結及び協議について

契約候補者決定後、契約内容について協議を行い、契約を締結します。なお、契約が成立しない場合は次点候補者と交渉を行うものとします。また、候補者が倒産し若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき、候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき等、候補者を事業受注者とするのが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合においても次点候補者と交渉を行う場合があります。新たに候補者を選定したときは、速やかにその旨を新候補者に通知するものとします。ただし、この場合において他の応募者に対する通知は行いません。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行う上で必要な業務については、町と協議のうえ一部を委託することができるものとします。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務の遂行にあたって宇多津町個人情報保護条例（平成17年条例第3号）及び宇多津町個人情報保護条例施行規則（平成17年宇多津町規則第5号）に基づき個人情報を適正に管理することとします。

(3) 守秘義務

受注者は、本業務を実施するにあたり、業務上知り得た情報を他に漏らし又は自己の利益のために利用することはできません。契約の終了後においても同様とします。

6 業務の継続が困難となった場合の措置

本契約期間中において、受注者による業務の継続が困難となった場合の措置については次のとおりとします。

ア 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、町は契約を取り消すことができ、またその際に生じた損害については受注者が賠償するものとします。

イ 災害その他不可抗力等、町及び受注者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に調整が整わない場合は、それぞれ書面で通知することにより契約を解除することができるものとします。

7 委託業務の引継ぎ

受注者は、契約期間満了又は契約の取り消し等により受注者に変更があった場合、次の受注者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

8 その他

(1) 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 提出期限を過ぎて応募提出書類が提出された場合

イ 見積上限額を超えた提案

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状況に至った場合

オ 審査の公平性を害する行為があった場合

カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) 応募提出書類の変更の禁止

提出書類の変更、差替え又は再提出は一切認めません。

(3) 応募提出書類の返却

提出された書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

(4) 開示

提出された書類等は、情報公開の請求により公開することがあります。

(5) 費用負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。また、本町より解除条件を適用し、本事業が事業化されなかった場合も、作業等に係った費用についても応募者の負担とします。

(6) 異 議

審査結果についての異議の申し立ては受け付けません。

9 公募スケジュール

項目	期間
募集要項配布・配信	令和8年8月10日(月)～
参加意思表示書提出	令和8年8月26日(水)～令和8年8月28日(金)
結果通知日(第1次審査)	令和8年9月3日(木)
質問受付	令和8年8月12日(水)～令和8年10月2日(金)
現地ウォークスルー調査	令和8年9月10日(木)
最終質問回答日	令和8年10月8日(木)
企画提案書提出(第2次審査)	令和8年10月26日(月)～令和8年10月28日(水)
プレゼンテーション審査日	令和8年11月中旬
選考結果の通知日	令和8年11月下旬

10 問い合わせ先

〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町教育委員会事務局 生涯学習課

TEL：0877-49-8007

FAX：0877-49-0618

E-mail：kyouiku@town.utazu.kagawa.jp

以 上